

## 個人情報保護委員会（第48回）議事概要

- 1 日時：平成29年11月28日（火）10：30～11：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員  
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、山本参事官、坂巻参事官、小川参事官

### 4 議事の概要

- (1) 議題1：国税庁（国税関係（受付）事務、国税関係（賦課・徴収）事務全項目評価書）の概要説明について

個人情報保護委員会議事運営規程第8条第1項の規定に基づき、国税庁の職員が会議に出席した。

国税庁から、国税関係（受付）事務及び国税関係（賦課・徴収）事務全項目評価書の概要について説明があった。

大滝委員から「外国税務当局から特定個人情報を入手する際の、情報漏えい等防止のための対策について、詳しく説明してほしい」旨の発言があった。これに対し国税庁から「外国税務当局から特定個人情報を入手する際はOECDが開発した共通送受信システムを経由するが、このシステムの利用には事前に登録した電子証明書による認証が必要となる。通信経路が暗号化されるほかデータ送信時に電子署名が行われるため二重に暗号化されるなど、高度な安全性が担保されており、各国税務当局が同様の方法を採用予定である」旨の説明があった。

加藤委員から「保護評価の対象ではないが、外国金融機関等により特定個人情報が適切に取り扱われるために、国税庁はどのように対応するのか」との発言があった。これに対し国税庁から「外国金融機関等において適切に個人番号が取り扱われるようOECDのウェブサイトや国際会議の場において周知や依頼をする。各国は共通報告基準（CRS：外国金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するためOECDで策定された非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準）に関する権限のある当局間の合意に基づき情報保護の措置を講じる必要があり、不履行等が発生した場合、報告を受けることになっている。さらに外国金融機関等において特定個人情報の取扱いが適切になされていないと考えられる場合は、外国税務当局に是正を申し入れ、なおも是正されない場合は情報交換の実施の見直しを行うことを検討する」旨の説明があった。

堀部委員長から「評価書に記載されたリスク対策は重要であり、実務に即した教育を実施していただきたい」旨の発言があった。

国税庁の全項目評価書について、審査の手続を進めていくこととなった。

(2) 議題2：その他

手塚委員及び加藤委員の海外渡航について承認された。

以上